奥出雲町立三成小学校

いじめ防止基本方針

2025年度

奥出雲町立三成小学校

三成小学校いじめ防止基本方針

奥出雲町立三成小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、人として決して許されない行為である。

しかしながら、全国的に見てもいじめの問題は依然として憂慮すべき状況が続いており、極めて重大な社会的問題となっているのが現状である。

そこで、本校では、全ての児童が安心して楽しく豊かな学校生活を送ることのできる、いじめのない学校づくりを、全職員と児童・家庭・地域がひとつになって推進していくために、本基本方針を策定することとした。

本基本方針は、国及び県、町が示した基本方針を踏まえ、学校としてのいじめ防止に対する考えを示したものである。

1　基本的な考え方

(1)本基本方針の基本理念

全ての児童にとって、学校や学級が安心・安全な居場所であるために、いじめを行わず、また、いじめを許さない児童個人・集団を作っていくことを目指していく。また、いじめが、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることを、児童が理解できるよう手立てを講じていく。

学校は、家庭・地域と連携し、あらゆる機会を捉えながら、児童一人一人の自尊感情を育むとともに、人権意識の高揚を図っていく。また、いじめの積極的認知を心がけ、迅速かつ適切に対処していく。その際、特定の職員が抱え込むことなく、組織的に対処するとともに、家庭・地域、関係機関等とも積極的に連携を図っていく。

さらには、いじめを受けた児童が安心して相談できる体制作りに加え、学校内外の相談窓口の周知にも努めていく。

(2)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

(3)いじめに対する認識

（１）いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、決して許されない人権侵害であること。

（２）いじめは、どの児童にも起こりうるもので、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるものであること。

（３）いじめは、往々にして大人の目が届かないところや、大人が気付きにくく判断しにくい形で起こりやすいということ。

（４）いじめは、加害児童と被害児童だけの問題ではなく、それらをとりまく学級等の集団の問題であり、その集団のもつ構造上の問題や風土がいじめの進行を助長するケースが多いこと。

（５）個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うべきものであること。「いじめられた側にも問題がある。」という誤った認識は排除しなくてはならないこと。

2 いじめの未然防止

(1)校内体制の整備

①「三成小学校いじめ防止対策委員会」の設置

・校内組織として「三成小学校いじめ防止対策委員会」を常設する。本委員会は、児童理解や実態把握、集団づくり等を通してのいじめの未然防止にあたるほか、いじめが起こった場合においては、奥出雲町教育委員会の指示・指導のもと、問題の解消や再発防止に向けての対応にあたる。

・基本構成員は、校長、教頭、生徒指導主任、人権・同和教育主任、教務主任、養護教諭とする。

・必要に応じて、その事案に関係する教職員、スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、医師等の心理の専門家、民生児童委員、主任児童委員、役場福祉事務所等の福祉の専門家、弁護士、教員経験者、警察経験者、仁多中学校の教職員、ＰＴＡ役員等の関係者や専門家等を加え、指導・助言や支援・協力を求める。

【対応イメージ】

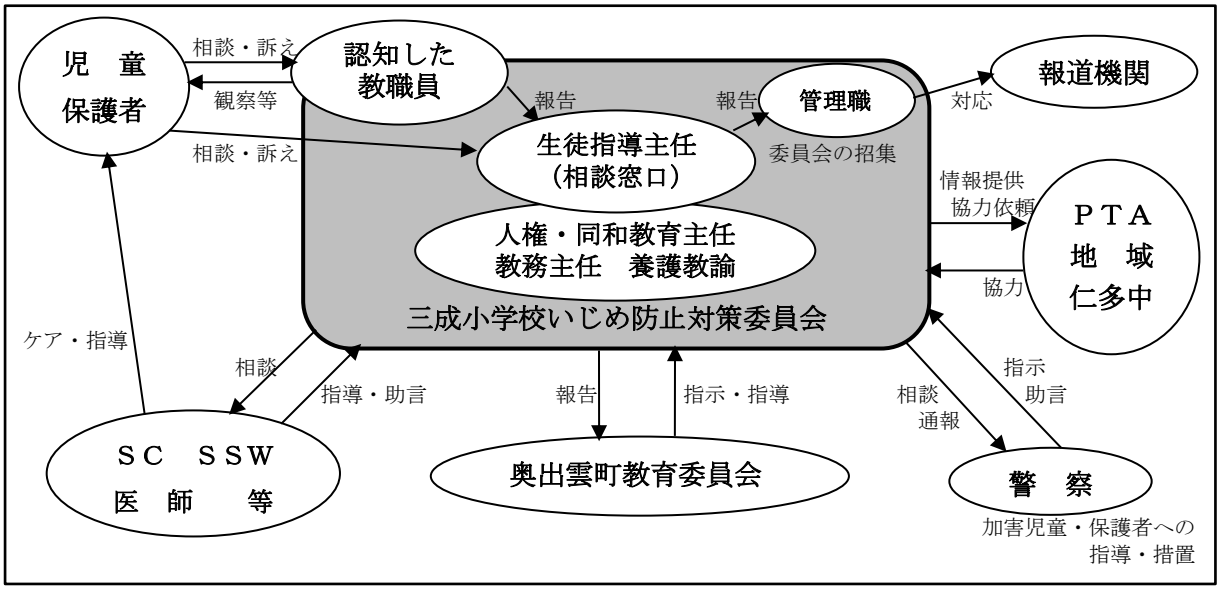

(2)いじめの未然防止のための取組

①いじめを許さない学校風土の醸成

・あらゆる場面を捉えて発達支持的生徒指導を進めつつ、課題未然防止教育の取組を行う。人権意識を高めるための指導を基底に据えながら、「いじめは決して許されないことである。」ということを繰り返し指導し、理解を促す。

・集団生活を送る上で守るべきルールや大切にすべきマナー等について指導し、規範意識を高める。

・道徳の時間を要とした道徳教育や体験活動に力を入れることで、思いやりの心を育むとともに、「人権の花」の栽培活動等を通して、互いを尊重し、命を大切にしようとする態度や豊かな情操を育む。

・インターネット上でのいじめも増えてきているという現状を踏まえ、年間指導計画に沿って情報モラル教育を進める。

②いじめに向かわない児童の育成

・「わかる授業」を行うとともに、特別活動等で一人一人が活躍できる場を意図的に設けることで、学校生活に対する充実感や達成感、集団への所属感や自尊感情の涵養を図る。

・コミュニケーション力の育成を指導の重点の一つとするとともに、様々な活動の中に多様な組合せのグループでの活動を意図的に設定することで、人間関係を構築する能力の伸長を図る。

・いじめの背景にあるストレスの要因について改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む。

③鋭敏な人権感覚をもった職員集団の育成

・いじめ問題に加え、人権・同和教育や特別支援教育等、各種の校内研修を計画的に実施するとともに、校外での研修にも積極的に参加するなど、全職員が絶えず自己啓発を図ることにより、鋭敏な人権感覚と、いじめを予防するために必要な知識や実践力を身につける。

・教職員は、自らのふるまいを常に振り返りながら、児童の手本となるよう努める。

3 いじめの早期発見

(1)いじめの早期発見のための取組

①いじめの積極的な認知と情報の共有

・全児童を全職員で見守ることを大原則とする。児童との会話や表情・行動の観察、日記、いじめアンケート（毎学期）等の中から情報を収集し共有するほか、アンケートＱ－Ｕ（６月・１０月）を実施・分析することで、より確かな児童理解と情報の収集に努める。

・職員室での日常的な情報交換を大切にするほか、小中連絡会（６月・３月）、幼小連絡会（６月・３月）及び幼小管理職会（隔月）を実施するなどし、幅広く情報収集に努める。ネットパトロール（島根県教育委員会）からの情報にも目を配る。

②相談体制の充実

・校内の相談窓口は、生徒指導主任もしくは、児童や保護者が相談しやすい教職員とすることを周知する。

・児童に対しては、日頃から担任を中心に信頼関係を築くよう心がけ、気軽に相談しやすい雰囲気を作るとともに、教育相談アンケート・教育相談（毎学期）を実施することで、相談の機会を保障する。

・自分たちの手でよりよい学校生活を創り上げるのだという機運を盛り上げ、いじめについて周りの人に相談することは決して恥ずかしいことではないということを理解させる。

・保護者に対しては、個人面談（夏休み・２学期末）を実施するほか、連絡ノートや電話等で密に連絡を取り合うことで、どんなことでも相談しやすい関係を作っておく。

・直接相談することができないケースがあることを考え、児童・保護者に対して外部の電話相談窓口も周知する。

【電話相談窓口一覧】

相談窓口（★：子ども専用）	電話番号	受付時間
三成小学校職員室（生徒指導主任）	0854-54-1015 （有）31-1015	平　日
24時間子供SOS相談ダイヤル（文部科学省）	0120-0-78310	毎　日　24時間
いじめ相談テレフォン（島根県教育委員会）	0120-779-110	毎　日　24時間
心のダイヤル（島根県心と体の相談センター）	0852-21-2885	平　日　9:00～17:00
島根いのちの電話（社会福祉法人）	0852-26-7575	平　日　9:00～22:00 (土)9:00～(日)22:00
子どもと家庭電話相談室（島根県）	0120-258-641	祝日以外10:00～20:00
子どもの人権110番（松江地方法務局）	0120-007-110	平　日　8:30～17:15
チャイルドラインしまね（NPO）★	0120-99-7777	毎　日　16:00～21:00
子どもホットラインもしもしにゃんこ（NPO）★	0120-225-044	第１(日)14:00～17:00
ヤングテレホン／けいさつ・いじめ110番	0120-786-719	毎　日　24時間
児童相談所相談専用ダイヤル	0570-783-189	毎　日　24時間

4 いじめ発生時の早期対応と、重大事態に発展させないための困難課題対応

(1)校内体制(三成小学校いじめ防止対策委員会)

・児童に普段と変わった様子が認められた場合は、直ちに担任か養護教諭による教育相談を行う。
・いじめ、もしくはいじめが疑われる事象が発生したことが明らかになった場合は、直ちに「三成小学校いじめ防止対策委員会」を開き、校長の指示のもとで素早く組織的に対処する。担任等が一人で抱え込むことがないようくれぐれも留意する。

【基本的な対処の手順】

① 複数の教員による情報収集・事実確認を行う。
【いつ　どこで　だれが　だれに　どのようなことを】･･･なるべく詳細に記録する
② 事実を整理し、関係児童の家庭訪問と教育委員会への報告を行う。（以降、適宜）
③ 複数の教員によって、被害児童・加害児童双方に対応する。
④ 学級全体（場合によっては全校）への調査を行う。
⑤ いじめの未然防止のための取組を見直し、加害児童やその周辺の児童、学級全体への指導を再度計画し実行する。
⑥ 関係児童の家庭と教育委員会への最終報告を行う。
⑦ 一連の対処についての評価・検証と、いじめ発生に至った背景の分析・検証をし、取組の見直しと改善を行う。
⑧ 必要に応じて、他の保護者に対する説明を行う。

※ 一連の対処における役割分担は、基本的には次のとおりとする。
・全体指揮・・・校長
・外部機関との連絡・調整、報道機関への対応・・・教頭
・スケジュール等の調整・・・教務主任
・情報収集・事実確認、学級指導・・・担任、生徒指導主任
・関係児童の家庭との連絡、家庭訪問・・・教頭、担任
・関係児童への対応・ケア・・・担任、生徒指導主任、人権・同和教育主任、養護教諭
・いじめ防止対策委員会の運営・・・生徒指導主任
・対処の記録のとりまとめ・・・生徒指導主任
※ 対処の記録については各自が時系列で正確・詳細にとり、生徒指導主任がとりまとめる。

(2)被害児童とその保護者への支援

・いじめが発生したことが明らかになった時点で被害児童から事実関係の聴取等を行うが、被害児童（及び情報を提供した児童）の安全確保と心のケアを最優先にしながら、継続的に対処・支援をする。
・家庭訪問はできるだけ速やかに実施し、事実関係の報告並びに今後の対応等について情報共有をする。以降、新たな事実が判明したり事態が進展したりするたびに小まめに情報提供を行う。必要に応じて児童及び保護者に対してＳＣやＳＳＷ等の心理の専門家の活用を勧める。

(3)加害児童への指導とその保護者への助言

・被害児童への支援と並行して、加害児童からも事実関係の聴取を行う。いじめの事実が確認され次第、組織的な対応によりいじめをやめさせるとともに、再発防止の措置を講じ、以後継続的に指導を行う。その際、出席停止等の措置や警察との連携等を視野に入れながら毅然とした対応を行う。一方で、加害児童の抱える問題等、いじめを行うに至った背景にも十分目を向けながら、健全な人格の発達に配慮する。

・加害児童の保護者についても速やかに連絡をし、事実や指導に対する理解や協力を求めるとともに継続的に助言を行う。加害児童の抱える問題等、いじめを行うに至った背景についても十分理解を示しながら、学校と家庭が足並みをそろえて指導を行っていけるようにする。

(4)いじめが起きた集団への指導

・被害児童や加害児童だけでなく、周囲の児童に対しても、自分の問題として捉えるよう指導する。いじめに加担したり同調したりしていた児童に対しては、いじめの中心となっていた児童と同様、毅然とした対応を行う。いじめを傍観していた児童に対しては、誰かに知らせる等の勇気をもつよう指導する。保護者に対しても指導内容を連絡する。

(5)インターネット上でのいじめへの対応

・インターネット上の不適切な書き込み等が明らかになった場合は、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかな削除を要請する。この措置にあたっては、法務局や警察等の協力を求める。
・情報モラル教育の推進状況を見直し、より効果的な指導を実施する。
・保護者に対しても情報を公開し、ＳＮＳやメール利用に対する啓発を行うとともに、家庭内のルール作りに対する協力を強く求める。

(6)関係機関との連携

・校内対応では不十分であると判断された場合は、奥出雲町教育委員会の指導のもとで関係機関との連携を図る。必要に応じて指導・助言を仰ぐほか、児童・保護者へのケア、指導等を要請する。

【関係機関一覧】（連絡窓口は教頭とする。）

機　関	電話番号
奥出雲町教育委員会　教育魅力課（指導主事、生徒指導支援ＡＤ）	0854-52-2672
ＳＣ、ＳＳＷ（町教委を通して）	同上
奥出雲町役場　福祉事務所	0854-54-2541
子ども家庭支援課	0854-54-2504
県立心の医療センター	0853-30-2100
出雲児童相談所	0853-21-0007
雲南警察署　三成広域交番	0854-54-0110
松江地方法務局　出雲支局	0853-21-0721
仁多中学校　校長	0854-54-1125
三成幼児園　園長	0854-54-0200
三成中央公民館	0854-54-1311

(7)他の保護者への説明

・他の保護者に対する説明の必要の有無については、奥出雲町教育委員会の指導のもとで三成小学校いじめ防止対策委員会において協議し、必要であると判断された場合は、学級もしくは全保護者を対象に、個別の連絡もしくは説明会を実施することにより説明を行う。

(8)いじめ解消の判断基準

・いじめが解消されたと判断するのは、次の２点について確実に確認できたときとする。
① いじめ行為が収まった状態で３か月が経過していること。
② 被害児童が心身の苦痛を感じていない状態であること。

(9)再発防止に向けた取組

・一連の対応について評価・検証するとともに、いじめ発生に至った背景を分析・検証することで、いじめの未然防止のための取組に関する課題の整理と、取組の見直し・改善を行い、再発防止に努める。

5 重大事態発生時の対処

(1)重大事態の捉え

①いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・児童が自死を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより当該学校に在籍する児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間３０日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。

③児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2)重大事態の報告、及び調査主体の決定

①重大事態が発生したと判断したときは、ただちに奥出雲町教育委員会に報告する。

②教育委員会の指示により、調査主体を決定する。

ア　次のイに掲げる場合を除き、調査主体は学校となる。この際、教育委員会より指導主事や外部の専門家の派遣を受け、助言を仰ぐ。

イ　以下に掲げる場合は、調査主体は教育委員会となる。

・自死事案（自死未遂の場合は、その背景や態様等を勘案し、判断する。
・学校の対応では十分な結果が得られないと教育委員会が判断したとき。

(3)重大事態への対応

①重大事態が発生した場合は、奥出雲町教育委員会の指示・指導を仰ぎながら、三成小学校いじめ防止対策委員会に、適切な人材（利害関係を有しない第三者）を加えた調査組織を設置する。（上記５の（２）の②による）

②調査にあたっては、次のことについてなるべく詳細に明らかにする。

・その要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか。
・その要因となったいじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったか。
・その要因となったいじめに、学校・教職員がどのように対応したか。

③被害児童や情報を提供した児童からの事実関係の聴取等にあたっては、当該児童の安全確保と心のケアを最優先にする。特に被害児童に対しては、状況に合わせた適切かつ継続的なケアを行うとともに、学校生活への復帰の支援と学習支援等を行う。

④加害児童や周囲の児童に対する指導等については、上記４の（３）（４）と同様とする。

(4)重大事態への対応に関するその他の留意事項

①被害児童が自死した場合の調査にあたっては、次のことに十分留意する。

・亡くなった児童の尊厳の保持と、遺族の心情への十分な配慮をすること。また、遺族の要望や意見を十分聴き、可能な限りの配慮と説明を行うこと。同時に、詳しい調査の実施を提案し、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査の期間や方法、入手した資料の取扱、調査結果についての遺族への説明や公表に関する方針についての合意形成を図ること。
・在校生及びその保護者に対しても、説明会を開く等によるできる限りの説明と配慮を行うこと。

・できる限り偏りのない資料や情報をより多く収集し、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的・総合的に分析評価を行うこと。

②重大事態に関する調査結果の報告及び公表にあたっては、次のことに留意する。

・調査の結果については、奥出雲町教育委員会を通じて奥出雲町長に報告すること。

・被害児童またはその保護者が希望する場合は、被害児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えること。

・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫したものとなるよう留意すること。なお、被害児童が自死した場合は、亡くなった児童の尊厳の保持や自死の連鎖の可能性を鑑み、「ＷＨＯによる自殺報道への提言」を参考にすること。

6 その他

(1)取組に対する評価と改善

①職員による相互チェック

・それぞれの職員の学級経営等の取組の仕方について、日頃から相互に学び合い、各自がより効果的な指導方法や児童への関わり方を身につけられるよう心がける。

・日頃からどんなことでも話し合える職員室の雰囲気作りに心がけ、トラブルや悩みを一人で抱え込んでしまうことがないよう互いに目を配る。

②学校評価と職員評価

・評価結果を真摯に受け止め、また公表することで外部の指導・助言を仰ぎながら、よりよい方向に改善していくよう心がける。

(2)いじめ防止に係る取組　年間計画（次頁）

いじめ防止に係る取組　年間計画

月	学校の取組	家庭・地域・関係機関との連携
通年	◆児童観察、児童理解、教育相談 ◆道徳の時間　・学級活動の指導 （いじめ、情報モラルを含む） ◆登校指導 ◆児童に関しての情報交換（毎職員会議） ◆いじめ防止対策委員会	◆こまめな家庭連絡、情報発信 ◆ＳＣの活用（適宜） ◆中学校との情報交換
4	◆学校経営方針の理解、学校経営の重点の確認 ◆１学期の取組の重点の確認 ◆本方針についての理解 ◆本方針について児童への説明	◆学級懇談 ◆ＰＴＡ総会 ◆学級懇談 ◆本方針の周知（ホームページ）
5	◆全校集会	◆生徒指導主任・主事会 ◆幼小管理職会
6	◆第１回アンケートＱ－Ｕ ◆第１回学校生活アンケート ◆第１回教育相談 ◆人権の花への取組	◆学校警察連絡協議会 ◆幼小連絡会、小中連絡会
7	◆「夏休みのくらし」の確認 ◆第１回Ｑ－Ｕの結果分析	◆個人面談 ◆幼小管理職会
8	◆校内研修 ◆校外研修 ◆本方針の見直し、改善策の検討	
9	◆２学期の取組の重点の確認	◆幼小管理職会
10	◆第２回アンケートＱ－Ｕ	◆人権・同和教育に関する授業公開・研修会
11		◆幼小管理職会
12	◆第２回学校生活アンケート ◆第２回教育相談 ◆人権集会 ◆「冬休みのくらし」の確認 ◆第２回Ｑ－Ｕの結果分析	◆個人面談
1	◆３学期の取組の重点の確認	◆幼小管理職会
2	◆学校評価 ◆児童総会	◆学級懇談
3	◆本方針の見直し、改善策の検討	◆幼小連絡会、小中連絡会